

岩手県告示第176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成25年3月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 野田村
- 2 都市計画事業の種類及び名称 久慈都市計画公園事業5・5・1号十府ヶ浦公園
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分 九戸郡野田村大字野田第9地割、第10地割、第11地割、第12地割、第16地割、第17地割、第18地割、第19地割の各一部
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成25年3月15日から平成28年3月31日まで